

第25期小山市農業委員会 第15回総会議事録

令和6年8月26日

1. 開催日時 令和6年8月26日（月）午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 18人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

4. 欠席委員 1人

9番 黒崎 照男

5. 付議事件

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願について
議案第4号	農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について
議案第5号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

6. 出席職員

農業委員会事務局

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	根本	護
	主査	金澤	卓哉
	主事	山中	啓
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也
	主査	笹崎	ひろ子
農政対策係	係長	武藤	妙子

事務局	総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は１８名であります。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局	ありがとうございました。小山市農業委員会総会規則第５条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。
議 長	ただいまより、第１５回小山市農業委員会総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思います。 初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思います。いかように選出したらよろしいかお諮りします。 （議長一任との声あり）
議 長	それでは、５番鶴見礼夫委員、１４番山口誠秀委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いします。 なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の山中主事を指名いたします。 それでは議事に入ります。お手元の議案書をご覧ください。 議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第１号 農地法第３条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書の２ページ、別紙位置図３ページをご覧ください。 今回は、６件の申請がございました。 まず、番号１番につきまして、ご説明申し上げます。 こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。 対象農地は ：田１筆 面積 ６８５．５８㎡ 権利取得後の経営面積は ：８４ａ 農機具等の保有状況は：トラクター、管理機等を所有しており 労働力は： ３人 申請地は、自宅から０．１kmのところに位置する農地です。 以上が１番でございます。 続きまして、番号２番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 田1筆 面積 575㎡

権利取得後の経営面積は : 261a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植え機等を所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑2筆 面積 2,075㎡

権利取得後の経営面積は : 326a

農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン等を所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 304㎡

権利取得後の経営面積は : 326a

農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン等を所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から0.5kmのところに位置する農地です。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 481㎡

権利取得後の経営面積は : 19a

農機具等の保有状況は:耕運機等を所有しており

労働力は: 1人

申請地は、自宅から0.3kmのところに位置する農地です。

以上が5番でございます。

続きまして、番号6番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆および田3筆 面積 2,185㎡

権利取得後の経営面積は : 1, 2 7 8 a
農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン等を所有しており
労働力は: 3人
申請地は、自宅から0.1kmのところに位置する農地です。
以上が6番でございます。

以上、6件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

1 7 番 番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

受け人は申請地の隣地に分家住宅を建築することとなり、申請地を耕作しやすいことから、渡し人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1 番 番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は遠方に住んでおり農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため、受け人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6 番 番号3番、4番について、関連がありますので併せて補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買及び贈与に関する案件です。

渡し人は3番、4番ともに遠方に住んでおり、農地の管理に苦慮していて、以前より農地の処分を検討していました。

そのため、受け人と相談したところ、農地を売買及び贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8 番 番号5番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による贈与

に関する案件です。

渡し人は遠方に住んでおり農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため、隣接農地を所有する受け人と相談したところ、農地を贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3 番

番号6番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は遠方に住んでおり農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。そのため、隣接農地を所有する受け人と相談したところ、農地を売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件が1件あります。これは、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらの案件を先に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

それでは、はじめに ページ記載の番号2番は篠原和香子委員に関する案件ですので、篠原委員は、一旦退出願います。

(篠原委員 退出)

議 長	議案第2号のうち番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。 議案書3ページ、別紙位置図4ページでございます。 8月20日に調査委員会第1班と事務局で現地確認を実施いたしました。 それでは、番号2番をご覧ください。 転用の目的は、農家レストランでございます。 転用しようとする土地は、田1筆、面積485㎡。 使用貸借権設定を伴う転用の申請でございます。 申請の理由ですが、受人はイチゴと水稻の作付け及び直売所の運営を営む農地所有適格法人でございます。既存の直売所における農産物単体での収益には限りがあるため、農産物に新たな付加価値を付けるために農村レストランを計画しました。また、農家レストランを設置することで地産地消の推進や小山市の活性化にもつながると考えております。 申請地は既存の農産物直売所や農業用ハウスから近く、利便性が高い適地であるため、今回の申請に至ったとのことです。 申請地は農振農用地区域内にある農地であり、農地区分は農振農用地区域内農地と考えられますが、農業用施設であり、不許可の例外に該当すると考えられます。 他法令につきましては、いずれも支障なし。 農振法は令和6年7月2日に用途区分変更の公告済み。 取水は井戸、排水は合併浄化槽で処理後に美田北部土地改良区の水路へ放流とのことで、同意書が添付されています。雨水は敷地内自然浸透。 周辺の隣地状況ですが、北は水路、東・南・西は道路。 資金計画につきましては、全体事業費3,168万円で、自己資金で賄うとのことで残高証明書が添付されております。 以上が2番でございます。 以上1件につきまして、ご審議のほどお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いします。
18番	番号2番について、補足説明いたします。 受け人はイチゴと水稻の作付け及び直売所の運営を営む法人です。令和2年に農産物の直売所を設けて地元の農産物を販売しております。農村レストランを設置することで地産地消の推進や小山市の活性化につながると考えております。申請地は既存の農産物直売所や農業用ハウスから近く、利便性が高い適地であるため、今回の申請に至ったとのことです。 許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある

方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち番号2番について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち番号2番について、原案のとおり可決いたします。

議 長

篠原委員は入場してください。

(篠原委員 入場)

議 長

続きまして、議案第2号のうち番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号の1番について、ご説明申し上げます。

番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積349㎡。

使用貸借権設定を伴う、転用の申請でございます。

申請の理由ですが、受け人は駅南町の借家に夫婦で居住しておりますが、以前から手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。子育ての協力や将来の介護を考えると実家の近くが適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、農振法、都市計画法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は小袋中坪給水組合、排水は合併浄化槽で処理後に思川西部土地改良区の水路へ放流とのことで、同意書が添付されています。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・東は農地、南・西は水路。畑との境には擁壁を設けて被害を防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費5,480万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いします。
7 番	番号 1 番について、補足説明いたします。 受け人は借家に夫婦で居住しておりますが、以前から手狭に感じており、自己用住宅の建築を計画しました。子育てや将来の介護を考え土地を探したところ、実家に近くに父が所有する申請地が適地であるため、今回の申請に至ったとのこと。 許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。 (特になし)
議 長	これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」のうち番号 1 番について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なしとの声あり)
議 長	「異議なし」と認め、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」のうち番号 1 番について、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第 3 号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 3 号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。 議案書 4 ページ、別紙位置図 5 ～ 7 ページでございます。 今回は、6 件の願出がございました。8 月 2 0 日に調査委員会 1 班と事務局で現地確認を実施いたしました。 それでは、番号 1 番をご覧ください。 願出地は、畑 1 筆、面積 1 9 1 m²。 願出の理由ですが、願出地は昭和 3 6 年頃から宅地として利用されてきました。分家住宅を計画した際に調査したところ、敷地の一部が農地に越境していることが判明しました。今後も宅地として使用したいと考え、今回の願出に至りました。 願出地は、航空写真により、少なくとも 2 5 年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。 以上が 1 番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

願出地は、田1筆、面積37㎡。

願出の理由ですが、願出地は平成11年から宅地として利用されてきました。土地を処分するために調査したところ、農地であることが判明しました。今後も宅地として使用したいと考え、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも25年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積1,272㎡。

願出の理由ですが、願出地は明治20年頃から宅地として利用されてきました。相続をした願出地を確認したところ、農地であることが判明しました。今後も宅地として使用したいと考え、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも25年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が3番でございます。

次に、番号4番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積920㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和45年以前から宅地として利用されてきました。土地を処分するために調査したところ、農地であることが判明しました。今後のために適正化したいと考え、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも21年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が4番でございます。

次に、番号5番をご覧ください。

願出地は、畑3筆、面積945㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和60年頃から宅地として利用されてきました。分家住宅を計画した際に調査したところ、敷地の一部が農地に越境していることが判明しました。今後も宅地として使用したいと考え、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも25年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が5番でございます。

次に、番号6番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積526㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和50年以前から宅地として利用されてきました。土地を処分するために調査したところ、農地であることが判明しました。今後のために適正化したいと考え、今回の願出に至りました。

願出地は、航空写真により、少なくとも30年以上雑種地として使用されてきたことを確認しております。

以上が6番でございます。

以上6件につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

4 番

番号1番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和36年以前から農家住宅敷地として利用されてきました。分家住宅を計画したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4 番

続きまして、番号3番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、明治20年頃から農家住宅として利用されてきました。相続した願出地を確認したところ、農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7 番

番号2番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、平成11年から洋品店の敷地として利用されてきました。店舗は既に解体されておりますが、土地を処分するために調査したところ、農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

2 番

番号4番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和45年以前から豚舎として利用されてきました。土地を処分するために調査したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

す。

11番

番号5番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和60年以前から農家住宅敷地として利用されてきました。分家住宅を計画したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

10番

番号6番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和50年より前から豚舎として利用されてきました。建物はすでに解体されておりますが、土地を処分するために調査したところ、敷地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第3号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

「異議なし」と認め、議案第3号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件が1件あります。

これは、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、これらの案件を先に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

それでは、はじめに議案第4号の所有権移転分のうち、5ページ記載の番号2番は菅沼正治

委員に関する案件ですので、菅沼委員は、一旦退出願います。

(菅沼委員 退出)

議 長 議案第4号の所有権移転分うち番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第4号の所有権移転分のうち番号2番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第4号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」の所有権移転分のうち番号2番について、原案のとおり可決いたします。
菅沼委員は入場してください。

(菅沼委員 入場)

議 長 続きまして、議案第4号の所有権移転分の番号1番及び3番から7番、並びに利用権設定分について、事務局の説明を求めます。

(議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第4号の所有権移転分の番号1番及び3番から7番、並びに利用権設定分について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第4号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」の所有権移転分の番号1番及び3番から7番、並びに利用権設定分について、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第5号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第5号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、可決いたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。
議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」、について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、可決いたします。

事務局

報告第1号から第3号について事務局の説明を求めます。

(報告書の内容を読み上げる)

議 長

以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第15回小山市農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、山中主事が作成したものであり、その内容の正当なる事を証するため署名する。

令和 年 月 日

農業委員会長

議事録署名人

議事録署名人
